

一般名処方、並びに後発医薬品への変更調剤に基づく情報提供について

保険薬局 各位

平素より、当院の院外処方せんの応需に、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、当院におきましては、一般名処方せんに応需した保険薬局や、後発医薬品へ変更調剤した保険薬局より、薬剤の銘柄等に関するFAX報告をいただいております。

しかしながら、今後は、厚生労働省からの通知および連絡^{1,2)}に基づき、以下のとおり対応することいたしました。

【今後の対応】

「一般名処方せんに基づく調剤、並びに後発医薬品への変更調剤した薬剤の銘柄に関する情報について、保険薬局からの報告は不要とする（電子カルへの文書取り込みを行わない）」

令和6年12月23日

順天堂大学医学部附属順天堂医院

病院長 桑鶴 良平

薬剤部長 木村 利美

1) 厚生労働省通知「処方箋に記載された医薬品の後発医薬品への変更について（平成24年3月保医発0305第12号）

第3 変更調剤を行う際の留意点について

7 保険薬局において、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品（含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。）への変更調剤を行ったとき又は一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄（含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む。）等について、当該調剤に係る処方せんを発行した保険医療機関に情報提供すること。ただし、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えない。

2) 厚生労働省保険局からの事務連絡「平成24年4月20日 疑義解釈資料の送付について（その2）」

問43 カルテには、できるだけ詳しい情報を記載しておくことが望ましいと思うが、一般名を記載した処方せんを発行した場合に、実際に調剤された薬剤の銘柄等について、保険薬局から情報提供があった際に、薬剤の銘柄等を改めてカルテに記載しなければならないか。

（答）改めてカルテに記載する必要はない。

発行した処方せんの内容がカルテに記載されていればよい。